

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象 「株式会社 岐阜ファッション・コミュニティの財務事務及び管理運営事務」

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 第3セクターとしての公共性の役割を担うとしても、株式会社としての企業経営が求められるので、今後、派遣職員の人件費負担をしても累積欠損が増加しないような経営が行われる必要がある。	平成元年の設立当初から3名の職員を派遣してまいりましたが、平成12年度は1名減の2名派遣といたしました。経営改善を行い、上半期は1名減による経費負担増は生じておりません。 (平成12年度) ※平成14年3月31日をもって解散
2 商法は、取締役は3か月に1回以上業務執行の状況を取締役に報告する事を定めているので、法令を遵守する必要がある。	上半期は2回の取締役会を開催し、下半期についても開催予定であります。 (平成12年度) ※平成14年3月31日をもって解散
3 市民に対する広報活動の一環としてVTXを利用している。広報活動をどのような方法で行うにせよ、最小の経費で最大の効果を上げているかを検証するため、広報活動に伴うコストと市民の利用状況について、常に比較検討が必要であると思われる。	VTXによる広報活動は平成12年9月末で廃止し、より効果が得られると考えられるインターネットシステムを使用した情報提供(元気:健康情報ネット)を平成12年10月から開始する予定であります。 (平成12年度) ※平成14年3月31日をもって解散
4 個人に委託しているホームページの作成料は、現状では請求時間の妥当性をチェックできるようになっていない。請求時間の根拠としての簡単な業務報告書を添付してもらうべきである。	平成12年4月から請求書に作業内容別の請求時間内訳を添付させ、請求時間の妥当性をチェックできるよう改善いたしました。(また、契約先も個人から法人に変更いたしました。) (平成12年度) ※平成14年3月31日をもって解散

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象

「公共ホール管理財団の財務事務及び管理運営事務」

監査対象部局 商工観光部・市民参画部

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 現状の財団委託方式では、財団の管理費及び事業費に見合う補助金等が財団に交付されているため、3館運営の収支が明らかにならない。3館運営の岐阜市の財政負担を明らかにするために財団の正規の収支計算書とは別途に収入及び支出を網羅した収支報告書を決算書に添付することが望ましい。	平成11年度決算から同収支報告書を参考資料として添付することとした。 (平成12年度)
2 岐阜市からの補助金等収入は、4月から四半期ごとに概算払いを受け、翌年5月に精算残金が返納されている。差額は主に光熱水料費で発生しているが精算差額を少なくする検討が必要である。	平成13年度予算にあたり、より精査して予算を組むことにより、精算差額が少なくなるよう心がけた。 (平成12年度)
3 稼働率は、社団法人全国公立文化施設協会の公共文化施設の現況調査における算式により行われているが、実際よりも高く計算される結果となっているので、財団としての統計・諸報告においては、従来の計算のほかにより合理的な計算方法を検討する必要がある。	平成11年度の稼働率は、従来の公文協方式による稼働率のほか、事業計画、分析等、運営管理の参考とするため、使用区分等による稼働率についても算出した。 (平成12年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象 「公共ホール管理財団の財務事務及び管理運営事務」

監査対象部局 商工観光部・市民参画部

指 摘 事 項	措 置 状 況
4 財団の所管部は、経済部と総合企画部であるが監事2名のうち1名は総合企画部長が就任しており、外部からみると客観性に疑問がでる可能性があるので、所管部以外から選任する必要がある。	監事2名のうち指摘の1名について、12年度から外部の見識者を選任対象とすることとし、平成12年3月29日に開催した理事会においてNHK文化センター講師等を務めている、安田多賀子氏が選任同意された。 (平成12年度)
5 評議員会は、寄附行為第31条で「理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し助言する」と規定されているが設立以来一度も開催されていない。	評議員会は理事長の諮問機関であるが、未だ諮問すべき重要な事件が発生していないため、開催に至っていない。 (平成12年度)
6 財団採用職員の人件費がすべて法人管理費に計上されているので施設管理及び事業へも区分する必要がある。	11年度決算、12年度予算から、区分した資料を作成している。 (平成12年度)
7 退職給与引当金の設計基準が財団採用職員の基本給月額額の13.33%の計上となっているが、計上根拠が明らかではなく、引当基準としての合理性に欠けている。	平成11年度より、企業会計の「退職給付に係る会計基準」を準用することとし、同年度末に基準どおりの引当金を支出した。 (平成12年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象

「公共ホール管理財団の財務事務及び管理運営事務」

監査対象部局 商工観光部・市民参画部

指 摘 事 項	措 置 状 況
8 使用後に使用許可書が発行されることもあるので、規定にしたがって実際使用開始前に使用許可書を出力し、使用許可書と引き換えに鍵等を渡すようにすべきである。	会議場 規定どおりに事務処理することとした。 市民会館・文化センター 極力規定どおりに処理するよう努力している。 (平成12年度)
9 使用料等に関する条例では、使用開始前に使用料を納入する規定となっているため、キャンセル料は規定されていない。このため使用料等が納入されないまま当日キャンセルの場合、キャンセル料の請求が行われていない。前納を徹底するかキャンセル料の規定を納入する規定を設ける必要がある。	会議場 前納を徹底している。 市民会館・文化センター 岐阜市文化会館規則第11条の規定に基づき、適正にキャンセル料を徴収している。 (平成18年10月27日)
10 自主事業における販売チケットについて、発注枚数以上に納入される予備チケットの管理方法が明確になっていないので、内規等で取扱いを定めておく必要がある。	予備チケットも含め、チケットすべてに通し番号を入れ管理台帳(出納簿)に記帳し、チケットの取扱管理を徹底している。 (平成12年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象

「公共ホール管理財団の財務事務及び管理運営事務」

監査対象部局 商工観光部・市民参画部

[illegible]

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象 「交通部の財務事務及び管理運営事務」

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 慢性的な赤字の原因は、運送収益 の減少と民営に比べ営業収益に対する人件費の割合が高くなっていることにある。	平成12年度乗務員の定数を9名削減した。 また、嘱託運転手6名導入して超勤の削減を図った。今後も人員配置等の見直しにより、努力していきたい。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了
2 9年度、10年度の岐阜市の退職者のうち、交通部採用職員が18名で、交通部の在職期間が平均29年であるにもかかわらず、退職負担は最終の退職部署となっているため、退職前に在職した交通部の決算には、退職金の負担は全く計上されていない。検討を要する。	退職金は最終在籍部署での負担とする。現行の制度が原則である。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了
3 中期見通しとしての交通事業財政計画が作成されているが、計画作成にあたっての分析が十分に行なわれていないので、合理的に作成されていない。	交通部の経営改善計画が「市バス事業検討委員会」で論議されており、平成13年1月に取りまとめられるのを待って合理的な財政計画を作成したい。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象 「交通部の財務事務及び管理運営事務」

指 摘 事 項	措 置 状 況
4 退職金の会計処理は支出時に費用計上する現金主義によっているが、地方公営企業は発生主義が原則であり、将来支出される費用でも毎年度、一定の基準額を費用計上する退職給与引当金を設定するのが妥当である。	退職引当金の設定については、設定するのが妥当だと思うが、設定すれば経営の悪化は避けられないため、検討課題として受け止めたい。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了
5 前期決算で前払金に計上された事故費を4月1日に前払金から事故費に振替計上されていたが、前払金とする根拠は特にないので、発生した期の費用として計上するのが妥当である。	平成11年度分の会計処理から発生した期の費用とするよう改善しました。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了
6 定期預金と当座貸越が決算上相殺されていたが、両建表示するのが妥当である。	平成11年度末をもって当座預金をやめました。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了
7 営業外収益の他会計補助金は、実際の利用状況調査に基づいているものではなく、曖昧な公費負担額となっている。交通部の経営を維持していくために岐阜市からの補助金の交付は必要であるが支出目的に沿った形での補助金の交付を検討する必要がある。	「市バス事業検討委員会」の中で検討していく。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象 「交通部の財務事務及び管理運営事務」

指 摘 事 項	措 置 状 況
8 小切手を書き損じた場合書損の小切手を廃棄し控にバツがつけてあるが、書損の小切手は控に添付保管するのが妥当である。	12年度から小切手による方法から口座振込による支払い方法に変更した。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了
9 貯蔵品の帳簿と実地棚卸の差異を使用料で調整してあったが、たな卸資産減耗費として処理するのが妥当である。	11年度末に実地たな卸を行いました。今後も指摘のように改善します。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了
10 現金の在 high と帳簿との日々の照合が会計規程第32条に定められているが、実施されていなかったもので規定どおり実施する必要がある。	帳簿を手許現金と車内等のつり銭現金とに分け、12年度から照合するよう改善しました。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了
11 諸規程に一部改定が行われていない箇所があった。	指摘のとおり改善します。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了
12 新規取得資産の減価償却について、会計規程第115条に「原則として取得した年度の翌年度から、ただし、資産の種類により必要であれば取得した翌月から実施する。」と規定されている。現状では、ただし書きにしたがった処理はされておらず、正確な期間損益の把握のためには、ただし書き規定を原則とするのが望ましい。	ご意見として尊重したい。 (平成12年度) ※平成17年3月31日をもって営業終了

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象

「交通部の財務事務及び管理運営事務」

指 摘 事 項	措 置 状 況
13 改良費として支出される資本的支出の耐用年数について、会計規程に定めがなく、資本的支出を加えた固定資産の残存年数を適用している。一般的にはその固定資産の耐用年数が適用されており、残存年数適用について検討が必要である。	指摘のとおり改善します。 （平成12年度） ※平成17年3月31日をもって営業終了
14 小切手は、会計規程第45条の小切手振出しの規定にしたがって振出されているが、日々の支出について日々振出すのではなく、1か月分をまとめて事後的に振出されている。形式的になっている小切手振出しの規定について検討が必要である。	12年度から小切手による支払方法から口座振込による支払方法に変更した。 （平成12年度） ※平成17年3月31日をもって営業終了
15 超過勤務伺書兼実施報告書に管理者の捺印漏れが10日分あったので十分留意されたい。	指摘のとおり、留意します。 （平成12年度） ※平成17年3月31日をもって営業終了
16 精算措置で読み取れない紙幣・硬貨のカウントは、担当者1名で特別に報告書は作成されていないが、内部統制の面から修正入力内容について一定の様式で報告を受けるようにするのが望ましい。	平成11年11月分から、一定の様式により報告をするよう改善いたしました。 （平成12年度） ※平成17年3月31日をもって営業終了

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成11年度包括外部監査

監査の対象

「交通部の財務事務及び管理運営事務」

指 摘 事 項	措 置 状 況
17 借地料の決定にあたって、前年を下回ることはない現状の決定方法は、地価が下落している場合に妥当な決定方法かどうか検討していただきたい。	13年度以降の借地料の決定にあたって検討していきたい。 （平成12年度） ※平成17年3月31日をもって営業終了
18 定期券及びバスカードの棚卸に関する規定が整備されていないので、実施日時、実施者、実施結果報告書等について定めておく必要がある。	12年度より指摘のとおり改善しました。 （平成12年度） ※平成17年3月31日をもって営業終了